

## マドリッド議定書出願人のための指定締約国官庁への手続きに関する情報

2015年12月

		日本 (JPO)
1. 出願時 –MM2 作成時の留意事項–		
1.1 出願人 (MM2, 2 欄)		
1.1.1	出願人を記載する際の注意事項 (MM2, 2 欄(a), (b), (f)又はこれに 相当する様式及び電子様式)	
1.2 優先権主張 (MM2, 6 欄)		
1.2.1	部分優先(基礎となる出願の一部に 基づく優先権主張)が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.2.2	複合優先(複数の基礎となる出願に 基づく優先権主張)が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.3 標章 (MM2, 7~9 欄)		
1.3.1	登録可能な標章種別(団体商標、証 明商標、保証商標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体商標 (団体商標及び地域団体商標)</li> <li>・ 証明商標 (通常の商標、団体商標及び地域団体商標のいずれもが国際登録の証明商標に該当する。)</li> </ul>
1.3.2	1.3.1の種別に応じて、求められる 証明書があるか(はい/いいえ)。求 められる証明書がある場合、提出時 期及び方法	<p>はい(商標法第7条第3項に規定する証明書(商標法第7条第1項の法人であることを証する書面)並びに商標法第7条の2第4項に規定する証明書の提出が必要)</p> <p>提出時期: 指定通報が行われた後から提出が可能。提出がない場合は拒絶理由となり、暫定拒絶通報において指定された期間に証明書の提出がないと拒絶が確定する。</p> <p>方法: JPOに直接提出する必要がある。</p>
1.3.3	登録可能な非伝統的商標の種類(立 体、音、単色、位置、トレードドレ	立体商標、音商標、色彩のみからなる商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標

	ス等) 及びそれらに係る要件	
1.3.4	標章の記述 (description) を求める(求める/求めない)。求める場合、記載例	動き商標、ホログラム商標、位置商標については記載を求める。色彩のみからなる商標については、「COLOR CLAIMED」又は「description」の記載を求める。 国際登録簿の「description」の記載事項は、日本を指定国とした場合でかつ動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標又は位置商標を出願した場合には、願書の商標記載欄に記載した商標の意義を解釈するために必要な「商標の詳細な説明」の記載事項とみなされる。 記載例については、商標審査基準の第4: 第5条(商標登録出願)を参照。
1.3.5	標章の記述が求められる場合であって、MM2に標章の記述を記載できない場合の出願人の対応方法	手続の補正(手続補正書をJPOに直接提出)によって記載を追加・修正することが可能(商標法第68条の40)。
1.3.6	標準文字制度があるか(ある/なし)。ある場合、どのような文字が標準文字の対象か(MM2, 7欄(c))	なし ( <a href="https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pdf/19-71.pdf">https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pdf/19-71.pdf</a> )
1.3.7	MM2, 8欄(COLOR CLAIMED)に関する留意事項	色彩のみからなる商標については、「COLOR CLAIMED」又は「description」の記載を求める。国際登録簿の「COLOR CLAIMED」又は「description」の記載事項は、日本を指定国とした場合でかつ色彩のみからなる商標を出願した場合には、願書の商標記載欄に記載した商標の意義を解釈するために必要な「商標の詳細な説明」の記載事項とみなされる。 記載例については、商標審査基準第4: 第5条(商標登録出願)を参照。
1.3.8	MM2, 9欄(MISCELLANEOUS INDICATIONS)に関する留意事項	
1.4 商品・役務の記載 (MM2, 10欄)		
1.4.1	指定商品・役務の記載に関する留意事項	<b>ニース分類</b> 官庁は、以下の類の以下の類見出しの表示については受け付けることができない。  1:工業用・科学用・写真用・農業用・園芸用及び林業用の化学品

	<p>6:鉄製品、小型金属製品、一般の金属からなる商品であって他の類に属しないもの</p> <p>7:機械及び工作機械</p> <p>9:科学用・航海用・測量用・写真用・映画用・光学用・計量用・測定用・信号用・検査（監視）用及び救命用の機器並びに教育用映像周波機械器具、教育用音声周波機械器具、教育用電子応用機械器具</p> <p>12:乗物、陸上、空中、又は水上の移動用の装置</p> <p>14:貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した製品であって他の類に属しないもの</p> <p>16:紙・厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの</p> <p>17:ゴム、グタペルカ、ガム、石綿及び雲母並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの、詰物用・止具用・電気絶縁用・断熱用及び防音用の材料</p> <p>18:革及び人工皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの</p> <p>20:木材・コルク・葦・籐・柳・角・骨・象牙・鯨のひげ・貝殻・こはく・真珠母・海泡石及びこれらすべての材料の代用品からなる又はプラスチックからなる商品（他の類に属するものを除く。）</p> <p>24:織物及び織物製品であって他の類に属しないもの</p> <p>31:穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物であって他の類に属しないもの</p> <p>36:財政業務、金融業務</p>
--	--

		<p>37:修理</p> <p>40:材料処理</p> <p>41:スポーツ及び文化活動</p> <p>42:科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計</p> <p>45:個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス</p> <p>日本特許庁では、「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表 日本語訳 類似群コード付き」を作成しています。類似群コードとは、審査実務上、原則として互いに類似すると推定されるものをグルーピングしたものです。これらのグルーピングは、「類似商品・役務審査基準」で確認することができます。</p> <p>「類似商品・役務審査基準」は、各商品・役務ごとに関連する生産部門、販売部門、原材料、用途、需要者等の広範な観点に基づいて作成されています。この統一的な基準によって、審査官が効率的な調査及び一貫した審査を行うことができるだけでなく、出願人が商品・役務の類否に関する予見可能性を高めることができます。詳細については、以下の URL を参照ください。</p> <p>「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表 日本語訳 類似群コード付き」  <a href="http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/nice_classification_10-2013.htm">http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/nice_classification_10-2013.htm</a></p> <p>「類似商品・役務審査基準〔国際分類第 10-2013 版対応〕」  <a href="http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/goods_services_10-2013.htm">http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/goods_services_10-2013.htm</a></p>
1.4.2	官庁で受け入れ可能な商品・役務表示を確認できるウェブサイトのリンク	<p>J-PlatPat  <a href="https://www2.j-platpat.inpit.go.jp/SH1/sh1e_search.cgi?TYPE=000&amp;sTime=1440122953598">https://www2.j-platpat.inpit.go.jp/SH1/sh1e_search.cgi?TYPE=000&amp;sTime=1440122953598</a></p>
1.5 標章を使用する意思の宣言		

1.5.1	出願時に使用意思の宣言が必要か (必要/不要)。必要な場合、提出方法	不要
1.6 追加的な特徴		
1.6.1	ある場合には記載する (先行権 (seniority))	JPO では、出願時の使用意思の宣言は求めているが、願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用又は商標の使用の意思があることに「合理的な疑義がある場合」は、商標法第3条第1項柱書を適用している (商標審査基準 第1 二「第3条第1項柱書」及び商標審査便覧 41.100.03「商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について」を参照)。
2. (各国・機関における) 指定通報受領後の手続		
2.1 官庁による公報		
2.1.1	官庁による公報発行の有無(はい/いいえ)	はい
2.1.2	ある場合、公報には何が記載されるか	<p><b>公開商標公報 (第12条の2第2項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所</li> <li>・商標登録出願の番号及び年月日</li> <li>・願書に記載した商標</li> <li>・指定商品又は指定役務</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p><b>商標公報 (18条3項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所</li> <li>・商標登録出願の番号及び年月日</li> <li>・願書に記載した商標</li> <li>・指定商品又は指定役務</li> <li>・登録番号及び設定登録の年月日</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">その他 (75 条)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願公開後における願書に記載した指定商品又は指定役務等についてした補正に関する情報</li> <li>・ 商標権の消滅に関する情報 など</li> </ul>
2.1.3	ある場合、ウェブサイトへのリンクはあるか	公報発行サイト ( <a href="https://www.publication.jpo.go.jp/ik_pub/changeLocale.action;jsessionid=25B291A8587CD7905CE967DCFE2BBF5B.jvml">https://www.publication.jpo.go.jp/ik_pub/changeLocale.action;jsessionid=25B291A8587CD7905CE967DCFE2BBF5B.jvml</a> )
2.2 実体審査		
2.2.1	官庁は実体審査を行うか(はい/いいえ)	はい
2.2.2	実体審査を行う場合、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の双方を職権で審査するか	商標審査官は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の双方について職権で審査を行う
2.2.3	官庁は、部分拒絶を行うか	いいえ 指定商品・指定役務の一部にのみ係る拒絶理由であっても、出願全体が拒絶となる
2.2.4	審査基準に関する情報(ウェブサイトのリンク)	商標審査基準 <a href="https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/tt1302-002.htm">https://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/tt1302-002.htm</a>
2.3 異議申立		
2.3.1	異議申立の i) 起算日及び ii) 期間	i) 商標掲載公報の発行の日 ii) 2 月以内
2.3.2	異議を申し立てることができる者	何人も異議を申し立てることができる
2.3.3	異議申立の機会は、保護認容声明(共通規則 18 規則の 3 に基づく)の前か後か	保護認容声明の後
2.4 第三者による意見陳述／情報提供の仕組み		

2.4.1	第三者による意見陳述／情報提供の仕組みがあるか	情報提供の仕組みがある
2.4.2	ある場合、意見陳述／情報提供の i) 起算日及び ii) 期間	i) 情報提供の対象となる商標登録出願の出願があったとき ii) 情報提供の対象となる商標登録出願が特許庁に係属しなくなったとき
2.4.3	ある場合、意見陳述／情報提供を行える者	何人も情報提供を行うことができる
2.5 暫定拒絶通報		
2.5.1	暫定拒絶通報の言語	英語
2.5.2	領域指定の通報が官庁に送付された日から、暫定拒絶通報の発送までの期限(12月/18月)	18月
2.5.3	マドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言があるか(はい/いいえ) *18ヶ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行われる可能性がある旨の通報	いいえ
2.5.4	指定通報日から First Office Action までの平均処理期間	出願全体：4.1月 マドリッドプロトコル：6.28月
2.5.5	暫定拒絶通報への応答期限の i) 起算日、ii) 期間、iii) 末日 * i) 起算日の例：官庁が暫定拒絶通報を発送した日/国際事務局が暫定拒絶通報を発送した日/名義人が暫定拒絶通報を受領した日 * iii) 末日の例：名義人が応答を発送した日/官庁が応答を受領した日	i) JPO が拒絶理由を発送した日の翌日 ii) 3月以内 iii) 郵便又は信書により書類を提出する場合は、応答を発送した日（末日が土曜日、日曜日、祝日に該当する場合には翌開庁日）
2.5.6	暫定拒絶通報への応答期限の延長	はい

	が可能か(はい/いいえ)。可能な場合は延長可能期間及び手続	事前の期間延長請求により、応答期間の1月の延長が1回限り可能
2.5.7	暫定拒絶通報に応答する際に必ず現地代理人が必要か(はい/いいえ)	はい 原則、現地代理人が必要。ただし、出願人が日本国内に住所又は居所を有する場合には、不要。
2.5.8	暫定拒絶通報に応答する際に名義人が直接官庁へ手続可能か(はい/いいえ)	いいえ 原則、出願人は、直接官庁に手続をすることはできない。 ただし、出願人が日本国内に住所又は居所を有する場合には、直接官庁に手続をすることができる。
2.5.9	MM6 提出による Limitation で、国内手続としても補正として認められるか(はい/いいえ)	はい
2.5.10	MM6 が暫定拒絶の応答と認められる場合、提出期限等について留意事項があるか。 (例えば、MM6 が暫定応答期限内に国際事務局に提出されている必要がある、又は応答期限内に国際事務局から官庁に Limitation 通報が送付されている必要がある等)	<p>案件が特許庁に係属している場合は、上記 2.5.5 の期限に係わらず、WIPO 国際事務局に MM6 を提出することにより指定商品・役務の補正が可能。</p> <p>なお、その場合、JPO の審査官は、WIPO 国際事務局に MM6 を提出された事実を了知しないため、WIPO 事務局からの通報が遅延した場合、応答がないとして拒絶の査定を行ってしまう可能性がある。そのような状況を避けるために、WIPO 国際事務局に MM6 を提出した場合には、速やかにその旨を審査官に FAX で連絡されたい。</p> <p>参考 特許庁 HP 英語版 <a href="http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_under_the_madrid_protocol.htm">http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_under_the_madrid_protocol.htm</a> 項番 5. (ii)</p>
2.6 拒絶査定不服審判		
2.6.1	拒絶査定不服審判の請求可能時期	拒絶査定を送達の日から三月以内
2.6.2	拒絶査定不服審判の請求先の官庁	特許庁審判部
2.6.3	拒絶査定不服審判に関する情報(ウェブサイトのリンク)	(日本語サイト) <a href="https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinpan/kyozetu/index.html">https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinpan/kyozetu/index.html</a>
3. 指定国官庁による保護認容声明後の手続		
3.1 登録		

3.1.1	保護認容声明(共通規則 18 規則の 3 に基づく通報)以外の、国内法に基づく登録査定が発送があるか(はい/いいえ)。ある場合、送付先(名義人/IB 代理人)	はい 出願人(国内代理人)に送付される
3.1.2	i) 登録証(registration certification)の自動的な発行はあるか(はい/いいえ)。ある場合、送付先(名義人/IB 代理人)。 ii) 登録証の自動的な発行がない場合、発効するよう要求することは可能か(はい/いいえ)。可能な場合、請求方法	はい 出願人(国内代理人)に送付される
3.1.3	登録に関する留意事項 (例えば、料金の支払等)	日本は個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分の支払い、及び各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に個別手数料の第二段階部分の支払いがそれぞれ国際事務局へ必要となる
3.1.4	登録維持に関する留意事項(取引における使用に係る宣誓書の提出等)	
3.2 代替		
3.2.1	官庁が(国内登録簿に)国際登録を記載する手続を行うため、申請書の提出を求めるか	JP0 は、商標法第 68 条の 10 の規定に基づき、国内登録簿への「重複」の記録は職権で行っているため、申請書の提出を要求していない。 他方、「代替」を国際登録簿に記録するためには、JP0 への申請書の提出が必要。料金は不要。
3.2.2	申請書の提出が可能なタイミング (出願中・登録後等)	いつでも可能
3.2.3	官庁が(国内登録簿に)国際登録を	不要

	記載するために費用はかかるか	
3.2.4	代替の判断はいつされるのか	実体審査時に商標審査官が判断する
3.2.5	代替された国内登録と国際登録は併存するか	併存する
4. その他		
4.1 無効審判		
4.1.1	無効審判の請求可能時期	いつでも請求可能。ただし、特定の無効理由に関しては、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、請求することができない。
4.1.2	無効審判を請求できる者	利害関係人
4.1.3	無効審判の請求先	特許庁審判部
4.1.4	無効審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	（日本語サイト） <a href="https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinpan/mukou/index.html">https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinpan/mukou/index.html</a>
4.2 不使用取消審判		
4.2.1	不使用取消審判の請求可能時期	いつでも請求可能
4.2.2	不使用取消審判を請求できる者	何人も請求することができる
4.2.3	不使用取消審判の請求先	特許庁審判部
4.2.4	不使用取消審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	（日本語サイト） <a href="http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/guideline_for_grounds.htm">http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/guideline_for_grounds.htm</a>
4.3 商標権者又は使用権者の不正使用による取消審判		
4.3.1	不正使用による取消審判の請求可能時期	いつでも請求可能
4.3.2	不正使用による取消審判を請求できる者	何人も請求することができる
4.3.3	不正使用による取消審判の請求先	特許庁審判部
4.3.4	不正使用による取消審判に関する	（日本語サイト）

	手続（ウェブサイトのリンク）	<a href="http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/guideline_for_grounds.htm">http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/guideline_for_grounds.htm</a>
4.4 その他、審判に関する情報		
4.4.1	その他、審判に関する情報	
4.5 国際登録の一部又は全部の効果の終了		
4.5.1	保護された国際登録の一部又は全部が無効審判等を理由に取り消された場合において、共通規則第19規則に基づく無効の通報が国際事務局へ送付される時期	無効審決が確定してから約1ヶ月後に国際事務局へ送付している。
4.6 マドリッド議定書第9条の5に基づく国際登録から国内又は広域出願への変更		
4.6.1	変更に関する留意事項(ある場合) 手数料の支払いが必要な場合、手数料の額	<p>国際登録が、マドリッド協定議定書第6条(4)に基づく国際登録の取消の日又は取消の前日に日本において保護が付与されていない場合には、国際登録の取消後の商標登録出願に対して JPO は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由について審査を行う。また、その場合には、次の料金を JPO に対して支払う必要がある。</p> <p>a) 出願料：3,400 円に1に区分に8,600 円を加えた額 b) 登録料：37,600 円に区分の数を乗じた額</p> <p>国際登録が、マドリッド協定議定書第6条(4)に基づく国際登録の取消の日又は取消の前日に日本において保護が付与されている場合には、国際登録の取消後の商標登録出願に対して JPO は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由以外の要件について審査を行う。また、その場合には、次の料金を JPO に対して支払う必要がある。</p> <p>出願料：3,400 円に1に区分に8,600 円を加えた額</p>
4.7 追加的な特徴		
4.7.1	ある場合には記載する （"Conversion" 等）	
5. 議定書上の宣言事項		

5.1	第5条(2)(b)に基づく拒絶通報のための期間を18箇月に延長する旨の宣言(宣言している/宣言していない)	宣言している
5.2	第5条(2)(c)に基づく18箇月経過後になされた異議申立に基づく拒絶通報を行うための宣言(宣言している/宣言していない)	宣言していない
5.3	第8条(7)(a)に基づく個別手数料に関する宣言(宣言している/宣言していない)	宣言している
5.4	協定及び議定書第9条の4に基づく二以上の国である締約国の共通の官庁に関する通報(通報している/通報していない)	通報していない
5.5	協定第14条(2)(d)に基づく宣言(条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言)(宣言している/宣言していない)	宣言していない
5.6	議定書第14条(5)に基づく宣言(条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言)(宣言している/宣言していない)	宣言していない
5.7	共通規則第7規則に基づく通報(標章を使用する意思の宣言書を要求)	通報していない

	する旨の通報) (通報している／通報していない)	
5.8	共通規則第 17 規規則(5) (d)に基づく通報 (官庁に対する手続が全て完了していない場合であっても、国際事務局に対して拒絶に係る決定の通知を行う旨の通報) (通報している／通報していない)	通報していない
5.9	共通規則第 17 規則(5) (e) (職権による暫定拒絶通報は、官庁に対する再審査の対象とならない旨の通報) (通報している／通報していない)	通報していない
5.10	共通規則第 20 規則の 2(6) (a)に基づく宣言 (ライセンスの記録を国内法令が定めていないために、国際登録簿におけるライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言) (宣言している／宣言していない)	宣言していない
5.11	共通規則第 20 規則の 2(6) (b)に基づく宣言 (ライセンスの記録を国内法令が定めているが、国際登録簿におけるライセンスの記録は効力を有しない旨の宣言) (宣言している／宣言していない)	宣言している
5.12	共通規則第 34 規則(2) (b) (国際事務局に支払うべき手数料を (国際事務局に代わって) 徴収し、及び (国	通報していない

	際事務局に) 転送する旨の通報) (通報している/通報していない)	
5. 13	共通規則第 34 規則(3) (a) (個別手数料が二つの部分から構成される旨の通報) (通報している/通報していない)	通報している